

注意事項（令和6年4月17日更新）

入札に参加する者に必要な資格としている中で、「平成31年4月1日からこの告示の日までの間に、次に掲げる要件を全て満たす警備業務について、合計24カ月以上の契約実績があり、」としている月数の算定方法は、契約締結日及び契約終了日に関わらず、平成31年4月1日からこの告示の日（令和6年4月10日）までに含まれる契約期間の月数を合計することとしています。

例

①平成29年4月1日から令和4年3月31日までの契約

→契約そのものの月数は60カ月ですが、平成31年4月1日以降の月数である36カ月を対象月数と算定します。

②令和5年4月1日から令和7年3月31日までの契約

→契約そのものの月数は24カ月ですが、告示の日（令和6年4月10日）までの月数である12カ月を対象月数と算定します。